

「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」取扱要領（宿泊事業者向け）

1 キャンペーンについて

（1）目的

地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」を実施します。

（2）キャンペーンの概要

①名称：「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」

②対象者：日本国内に居住する旅行者

③利用期間：令和4年10月11日～令和4年12月27日

④内容：宿泊料金に対して負担軽減を目的として補助する販売補助金と、旅行先で幅広く利用できる地域クーポン（以下「富山おみやげクーポン券」）の2つで構成されている割引事業。

A 宿泊料金の支払額に応じて割引を実施する。

- ・販売補助金適用率：宿泊料金の総額の40%
- ・販売補助金の上限額：1人1泊あたり5,000円

B 富山おみやげクーポン券の交付

- ・平日3,000円、休日1,000円※1人1泊/あたり
- ・宿泊日とその翌日がともに休日（土曜・日曜・祝日）の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱う

※旅行者の実質負担額が0円を下回る場合には付与額を減額することも可能（別途事務局と協議が必要）

C 富山おみやげクーポン券の有効期限

- ・宿泊日及びその翌日

D 最低宿泊料金

- ・平日5,000円、休日2,000円 1人1泊/日あたり

※旅行者の実質負担額が0円を下回らない場合は最低宿泊料金以下の設定も可能（別途事務局と協議が必要）

E 利用泊数の制限

- ・1旅行予約単位で7泊分まで

F 利用回数の制限

- ・なし

(3) 登録事業者の対応

- ①利用者が直接電話予約・宿泊施設の自社 HP 等でキャンペーン登録宿泊施設に直接予約した記録について
 - ・「割引申請システム」に必要事項を入力（割引申請システム操作マニュアル参照）
 - ・利用者が宿泊施設到着後、日本国内に居住する旅行者であることを証明する身分証明書等（※1）を確認
 - ・ワクチン接種歴（3回以上）もしくは陰性の検査結果通知書の確認
 - ・「割引申請システム」より出力された「補助金適用証明書」に確認事項を記載（代表者の署名が必要）のうえ、割引額にて精算
 - ・精算完了後、富山おみやげクーポン券をの交付
 - ・チェックアウト後、「割引申請システム」にて割引申請登録
- ②予約経路が旅行事業者・OTA（現地払い・OTA サイト内で精算済の記録ともに）を介しての記録について
 - ・利用者が宿泊施設到着後、日本国内に居住する旅行者であることを証明する身分証明書等（※1）を確認
 - ・ワクチン接種歴（3回以上）もしくは陰性の検査結果通知書の確認
 - ・富山おみやげクーポン券の付与（「富山おみやげクーポン券配布管理表」にて管理）

《注意事項》

OTA からの予約で且つ現地払いとなっている記録については、OTA で予約の際に既に全国旅行支援の割引が適用され、適用後の宿泊代金を宿泊業者に支払うケースになる場合があります。その際は富山県の「割引申請システム」は利用せず、本人確認・ワクチン接種歴等の感染対策の確認を行ってください。

(※1)

【本人確認】（下記1点で認められるもの）

マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・海技免状等国家資格を有することを証明する書類・障がい者手帳等福祉手帳・船員手帳・戦傷病者手帳・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

<2点で認められるもの、次の①+①または①+②の組合せのみ可能>

①健康保険等被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・年金証書

②学生証・会社の身分証明書・公の機関が発行した資格証明書

・中学生以下の旅行者であって上記書類が揃わない場合は、本人の健康保険証で代用可能。

【居住確認】（上記「本人確認」書類に現住所記載があれば居住地確認も兼ねる）

公共料金の領収書（電気・ガス・水道等）、国税または地方税の領収書または納税証明書・
社会保険料の領収書・住民票の写し・賃貸借契約書

（４）販売補助金の対象となる商品

①宿泊商品

- ・ 参画登録のある宿泊施設で提供される宿泊サービスを含む商品であること
- ・ 宿泊サービスのうち、デユースは除く

②補助金の対象とする商品の基準・考え方

- ・ 換金目的や換金性の高い物を含まない商品であること（※2）

（※2）

【金券類】QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券・商品券等金券類のうち、次の条件を満たすものについては商品に含めることが可能です

（ア）記載されたその用途が、具体的に特定されたものであること

（イ）記載されたその用途が、当該商品の旅行目的地に相応であること

（ウ）その使用が、当該商品の旅行目的地内、且つ旅行期間内に限ること

- ・ 感染拡大防止の観点から問題が無いこと
- ・ 商品に含まれる物品やサービスの価格が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ・ 旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること
- ・ ライセンスや資格の取得を目的としないもの
- ・ 上記のほか、対象商品として適切でないと認めるもの

2 登録宿泊施設の遵守すべき事項

①宿泊事業者に関係する感染拡大予防ガイドラインの遵守

②本取扱要領の規定の他、各都道府県の定め又は規定類やそれらに関連して発信される全ての情報に従うこと

③販売補助金と富山おみやげクーポン券が一体とならないような補助金の交付は行わないこと

④架空予約など、予約の捏造をしないこと

⑤旅行代金の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと

3 本キャンペーンの参加登録の条件について

別紙、【「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事業宿泊施設参画誓約事項】参照

4 問合せ先

「富山で休もう。とやま観光キャンペーン」事務局

TEL : 076-443-2740 (受付時間 : 10:00-17:00 休業日 : 土・日・祝日)